仙北市住宅リフォーム促進事業

住宅改善を促進するとともに、市民の生活環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、自己の所有する住宅を市内等の事業者を利用して修繕、補修、増築及び下水道施設へ接続工事を行った者に対し補助金を交付します。

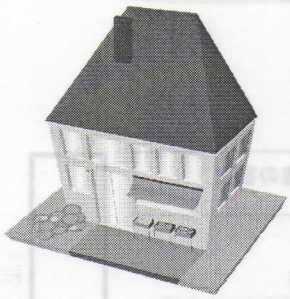

増改築・リフォーム工事に対し県事業と合わせ

工事費の　　最大

15％　・　30万円

を補助します！

下水道へ接続する場合は、さらに10万円がプラスになります

申込期間　平成22年4月1日から平成23年3月31日　（市ではこの事業を3年間継続します）

《補助対象者》

○補助対象者は、市民であって、次の要件のすべてを満たす者
(1)市税及び市諸収入金に未納がないこと
(2)過去にこの制度による助成を受けていないこと

《対象となる住宅》

○補助対象者が居住している市内に存する住宅（賃貸住宅は除く）
○併用住宅は、専ら居住の用に供する部分のみ
○過去にこの制度による助成を受けていない住宅

《対象となる工事》

○次に掲げる工事のいずれかであって、当該工事に要する経費（消費税等含む）が50万円以上であること
(1)対象住宅の修繕、補修及び増築（対象住宅の床面積を超えない範囲のものに限る）
(2)壁紙の張替、屋根又は外壁の塗り替え等、模様替えのための工事
(3)(1)(2)の工事に伴い、雑排水及びトイレを下水道施設へ接続するための工事。ただし、仙北市水洗便所等改造資金融資あっせんを活用した工事は除く

《補助対象外工事》

○倉庫、駐車場、フェンス等の住宅本体以外の工事
○その他、リフォーム工事を伴わないもの

《補助率・補助限度額》

○補助対象工事に要する費用の１５％に相当する額（千円未満は切り捨てます）。ただし、30万円を超える場合は30万円を限度とする（秋田県住宅リフォーム緊急支援事業の補助金を差し引いた額）
○下水道へ接続する場合は、さらに10万円がプラスになります

《施工業者》

○市内に事業所を有する法人又は個人であること。

補助金交付申請に必要なもの

【申請書類】
・住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書（様式第１号）
〔添付書類〕
１）リフォーム工事見積書
２）リフォーム工事を行う住宅等の現況及び工事施工箇所の写真
３）固定資産税課税台帳の写し
４）申請者及び同一世帯員の市税の完納を証する書類
５）秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付申請書の写し
６）その他、市長が必要と認める書類

住宅リフォーム促進事業　補助フロー図

申請者

【申請書類】
住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書（様式第１号）
※下水道へ接続する場合は、排水設備等確認申請が必要

申　請

仙北市

申請の受理・申請書の審査

住宅リフォーム促進事業補助金交付決定（却下）通知書の送付（様式第２号）
（●却下の場合は、理由記入）

決　定

補助対象工事の着手

【工事の申請事項を変更するとき】
住宅リフォーム促進事業補助金交付決定変更申請書（様式第４号）

変更申請

【申請内容を確認のうえ通知】
住宅リフォーム促進事業補助金交付決定取消（変更）通知（様式第３号）

変更決定

【工事が完了したとき】
住宅リフォーム促進事業完了届（様式第６号）
１）リフォーム工事内訳書
２）リフォーム工事代金領収書の写し
３）リフォーム工事前及び工事後の写真
４）県住宅リフォーム事業補助金確定通知書写し
５）住宅リフォーム促進事業補助金交付請求書（様式第７号）
６）その他、市長が特に必要と認めるもの

提　出

書類を審査

合格

〔請求から 30 日以内に〕
補助金交付

交　付

補助対象工事の例

●屋根の葺替・塗装　●外壁の張替・塗装　●耐震補強・改修工事
●壁紙や床張替などの内装工事　●窓ガラスの交換（断熱改修など）
●バリアフリー改修（介護保険関連補助との併用可）●畳の表替え
●浴室、台所、トイレなどの水回り改修　●住宅用太陽光発電システム設置
●リフォームを伴う下水道接続工事
●リフォーム工事を伴う給湯設備機器設置

こちらの工事は補助対象になりません

●倉庫、駐車場、フェンス等住宅本体以外に係る経費
●土地の購入及び造成に係る費用
●広告、看板等の設置に係る費用
●工具、工事用機械等の購入に係る費用
●合併処理浄化槽の設置に係る費用
●その他、リフォーム工事を伴わないもの

申込先及び問い合わせ先

【申込先】西木庁舎 都市整備課、田沢湖地域センター、角館地域センター

【問い合わせ先】　仙北市建設部都市整備課　　TEL　４３－２２９５　FAX　４７－２１６６